

個人情報保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和3年4月23日

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、LINE株式会社（以下「LINE社」という。）等に対し、令和3年3月19日に個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第40条第1項に基づく報告徴収を行うとともに、同年3月31日より立入検査を実施している。

立入検査は継続中であるところ、今般、一定の確認が終了した。

LINE社が委託等した個人データは秘匿性が高く、数量も多いことから、不適切な取扱いが生じた場合の影響も大きい。LINE社には、それに応じた高い安全管理措置が必要であり、この観点から改善を要する事項が認められ、法第41条に基づく指導を行った。

指導の内容及び現在の確認の状況は以下のとおり。

1. 法第41条に基づく指導の内容

- (1) 個人データの取扱いを委託する場合には、法第22条に基づき委託先に対する必要かつ適切な監督を行う義務があるところ、法第20条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、例えば次のような手法により必要かつ適切な監督を行うこと。
 - 委託先（再委託先を含む。以下同じ。）のシステム開発者に個人データへのアクセス権限を付与する場合には、その必要性及び権限付与の範囲を組織的に検討した上、必要な技術的安全管理措置を講ずること。
 - 委託先のシステム開発者に個人データへのアクセス権限を付与する場合には、不正閲覧等を防止するため、アクセスしたデータの適切な検証を可能とするログの保存・分析など組織的安全管理措置を検討した上、必要な措置を講ずること。
 - 委託先における個人データの取扱状況を把握するため、定期的に監査を行うなど、委託契約の実施状況を調査した上で、委託内容等の見直しの

検討を含め、適切に評価する措置を講ずること。

- (2) LINE サービスの提供に関してメッセージ等の個人情報を取得する場合には、取得する個人情報の範囲を分かりやすく通知するとともに、通知内容が適切に表示されているか確認する体制を整備すること。

2. 現在の確認の状況

- (1) 法第 22 条の委託先の監督については、上記 1. (1)のとおり一部改善を要する事項があり、改善を求めた。
- (2) 法第 24 条の外国にある第三者への提供の制限
- 「基準適合体制」については、一部改善を要する事項はあるものの、基準適合体制を整備するための措置が概ね講じられていた。
 - 「本人の同意」については、プライバシーポリシーにおいて、利用者の個人情報の利用目的（サービスの提供・改善、コンテンツの開発・改善、不正利用防止等）及び業務委託先の外国の第三者へ提供することが明記されており、利用者にとって外国にある第三者に提供する場面を特定できなかつたとは言い難い。

(以 上)